

公益財団法人日本体育施設協会スポーツ施設の安全安心優良施設認定規程

(趣旨)

- 第1条 公益財団法人日本体育施設協会（以下「協会」という。）定款第4条の規定に基づき、安全安心優良施設の認定を行う場合は、この規程の定めるところによる。
- 2 認定にあたっては、第3条に定める認定条件を満たしているかについて認定する。

(認定の対象団体)

- 第2条 この認定の対象となる施設は、次の各号に該当する施設とする。
- 一 協会の維持会員である都道府県体育施設協会に加入している団体（法人）が管理している施設
 - 二 協会の特別会員である団体（法人）が管理している施設
 - 三 スポーツ施設の安全安心の維持向上及び利用者や地域貢献を含めて、スポーツの普及振興に寄与している団体（法人）が管理している施設

(認定条件)

- 第3条 認定基準は、次の各号の条件を満たすこととする。
- 一 スポーツ活動を行う施設（認定対象施設）には、自動体外式除細動器（AED）を備えていること。
 - 二 当該施設には、協会が認定する「スポーツ救急手当（CPR&AED）インストラクター」、「公認上級体育施設管理士」及び「公認スポーツプログラマー」が配置されていること。また、水泳施設においては「公認水泳指導管理士」が配置されていること。
 - 三 当該施設には、「危機管理マニュアル」が常備されており、施設に従事する者（職員、スポーツ指導者、アルバイト等）に対し、危機管理マニュアルに基づき、定期的（毎年1回以上）に教育（研修）を行い、また、施設及び用器具等の安全点検を定期的（毎年1回以上）に実施し、常に利用者や施設の安全管理に心がけていること。
 - 四 当該施設は、スポーツファシリティーズ保険（施設賠償責任保険）に加入していること。
 - 五 当該施設は現行の「耐震構造施設」であること。または、3年以内に耐震化工事計画がある（決定している）こと。
 - 六 当該施設は、協会が実施する指定管理者外部評価において、前年度又は前々年度にBBB以上の評価を得ていること。
 - 七 認定期間中は毎年5月末までに、認定条件の状況について前年度実績を報告すること。

(申請書及び推薦書の提出期限)

第4条 優良施設認定を受けようとする者は、毎年3月15日までに、別紙の申請書を会長に提出するものとする。

(認定の発表及び認定証の交付)

第5条 協会は、前条の規定による申請について、認定委員会に諮り認定の可否を決定し、毎年行われる「全国体育施設研究協議大会」で発表し、同大会で認定証を交付する。

2 認定費用は1認定施設につき、協会会員は10,000円、非会員は50,000円とする。

(認定証の有効期間及び認定日)

第6条 認定証の有効期間は、認定日から3年間とする。ただし、別紙様式の申請書の提出に基づき、認定委員会が承認したときは、更新を認めることとする。

2 認定日は認定委員会で決定した日とし、認定証の交付は「全国体育施設研究協議大会」開催日とする。

(認定の取消し)

第7条 次の各号に該当した場合は、安全安心優良施設としての認定を取り消すことができる。

- 一 第3条の認定条件を満たさなくなった場合。
- 二 安全安心優良施設として相応しくない事案が発生した場合。
- 三 当該団体(法人)が消滅した場合。
- 四 その他正当な理由が無く、申請書や推薦書の内容に変更及び疑義が生じた場合。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。